

令和5年度 給食施設従事者研修会 実施要領

1 目的

特定給食施設等における栄養管理は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施されているところであり、利用者の身体の状況、食事の摂取状況、生活状況等を定期的に把握することとされている。

本研修会では「食べる機能」をテーマに、離乳食開始時期から高齢者まで、ライフステージを通じた口腔機能や、給食施設で喫食する対象者における嚥下機能の評価等について学び、給食施設における栄養管理の充実および資質向上を目的に開催する。

2 対象

特定及び多数給食施設等に勤務する管理栄養士、栄養士、関係職員等

3 開催日時

令和6年3月19日(火) 15:00～17:00 (受付14:30)

4 場所

那覇市保健所 3階大会議室A

5 プログラム

(1) 第一部 研修会

「歯科医師の立場から～摂食嚥下機能の発達と評価～」 60分

講師 那覇市保健所 口腔支援センター 歯科医師 嘉手納 一彦 氏

- ・「食べる機能の発達」「嚥下機能の評価」「オーラルフレイル予防」
- ・質疑応答

～10分休憩～

(2) 第二部 報告

- ・令和5年度栄養定期報告書 結果について(まとめ) 15分
 - ・栄養定期報告書 提出における新システム導入について 15分
- 那覇市保健所 健康増進課 栄養士

6 周知方法

メール(市にメールアドレスの登録がある施設)及びハガキにて周知

7 申し込み方法

自治体専用WEB申請フォーム(那覇市オンライン申請システム)からの申込

※上記申請フォームで申込ができない施設に限り、電話での受付も可能とする

8 評価方法

参加人数およびアンケート内容(次回の研修会企画の参考にする)